

ショートステイ アルクオーレ岡崎六名

重要事項説明書

あなたに対する短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス含む。以下同じ）提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

法人名	社会福祉法人 百陽会
法人代表者名	理事長 牧 功
法人所在地	岡崎市大平町字古淵25番地
法人認可日	平成17年7月7日
電話番号	(0564) 25-0294
ファックス番号	(0564) 25-0299

2. ご利用施設

施設の名称	ショートステイ アルクオーレ岡崎六名
施設所在地	岡崎市六名新町10番地15
施設長	岩下 豊
管理者	東 香織
事業開始日	平成24年3月1日
電話番号	(0564) 51-6541
ファックス番号	(0564) 51-6549
介護保険事業所番号	2372103818

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援することを目指すものとする。
-------	---

施設の方針	事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
-------	---

4. 施設の職員体制

(令和7年4月1日現在)

	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
生活相談員	1名(管理者・特養と兼務)	0名	1名
介護職員	3名	4名	7名

5. 施設の概要

定員	10名(併設)	29名(空床利用時の特養の定員)	
	共同生活室	1室	
居室(個室)	10室 (1室約13㎡)	医務材料室	1室
洗面所・トイレ	各居室	浴室	1室
食堂兼機能訓練室	1室	相談室	1室

6. サービス内容

短期入所生活介護計画	① 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者様については、心身の状況、希望およびその置かれている環境等を踏まえて、居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という。)に沿って短期入所生活介護計画を作成します。 ② 短期入所生活介護計画は、利用者様又はご家族様に説明し同意を得ます。 ③ 短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者様に交付します。
食 事	① 管理栄養士のたてる献立表により、栄養並びに利用者様の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 ② 施設は、利用者様が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援します。
入 浴	1週間に2回以上、適切な方法で入浴又は清拭を行います。

排 泄	心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
機能訓練	利用者様の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。
相談及び援助	利用者様の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者様又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行います。
健康管理	医師及び看護職員は、常に利用者様の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置をとります。

7. 利用料金

基本サービス費（1日当たり）

要支援・要介護度	料金	加算	料金
要支援1	529単位	送迎加算 注1	184単位
要支援2	656単位	夜勤職員配置加算（Ⅱ）注2	18単位
要介護1	704単位	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6単位
要介護2	772単位	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	18単位
要介護3	847単位	サービス提供体制強化加算（Ⅰロ）	12単位
		サービス提供体制強化加算（Ⅰイ） ※前年度の実績に応じいずれかを算定	18単位
要介護4	918単位	若年性認知症利用者受入加算（該当者のみ）	120単位
要介護5	987単位	療養食加算（該当者のみ）	23単位

注1 利用者様の心身の状態、ご家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる場合の送迎料金です。なお、岡崎市以外にお住まいの方は岡崎市の境目からご自宅まで1km当たり20円加算します。いずれも片道料金。

注2 要介護利用者のみ対象。

- * 介護職員等処遇改善加算Ⅱは、上記基本サービス費と加算を加えた総単位数に13.6%を乗じた単位数となります。
- * 1単位は10.33円です。
- * 法定代理受領の場合は、上記計算後の1割もしくは2割もしくは3割（介護保険負担割合証に記載の負担割合）となります。

食費及び滞在費（１日当たり）

食費	１，４４５円 注３
	内訳：朝食３２０円 昼食５３５円 夕食５９０円
滞在費	２，０６６円 注３

注３ 介護保険負担限度額の認定を受けている方で、利用開始時に認定証を提示された場合は、その認定証に記載された金額が１日の料金となります。

その他

テレビ貸出料	１日１００円（テレビを持ち込んで視聴した場合も同額）
特別食の提供	実費
コピー	白黒１０円、カラー２０円

８．利用料の支払い

- ① 利用された月の翌月１５日までに、施設から利用料請求書を送付します。
- ② 利用された月の翌月２６日に、利用者指定の金融機関口座から自動引き落としで支払います。会計業務合理化のため、現金での支払い、又は振込みはご遠慮ください。
- ③ 自動振替ができなかった場合は、下記口座に振込みでお支払い下さい。
なお、振込み費用はご負担願います。

振込先金融機関	岡崎信用金庫本店営業部
振込先口座番号	普通 ９０２７６３５
振込先口座名	社会福祉法人百陽会 理事長 牧 功

９．協力医療機関

医療機関	医療法人 十全会 三嶋内科病院
医師名	三嶋 勉
所在地	岡崎市六供町３丁目８番地２
診療科目	内科、消化器内科、放射線科 循環器内科、リウマチ科
入院設備	１４６床

医療機関	医療法人山武会 岡崎南病院
医師名	山本 邦雄

所在地	岡崎市羽根東町 1 丁目 1 番地 3
診療科目	内科、消化器科、循環器科、リウマチ科、外科、整形外科、皮膚科、肛門科、リハビリテーション科、小児科
入院設備	1 4 2 床

1 0．緊急時の対応

入居者様に容態の変化があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族様に速やかに連絡いたします。

* 夜間は当番制によりオンコール体制で対応します。

* 別紙にてご家族緊急連絡先等を記入していただきます。

1 1．施設利用に当たっての留意事項

面会・面会時間	利用者様及び他利用者様の生活の平穏と施設管理の必要性から施設の定めた規則及び職員の指示に従ってください。 ① 面会時間は原則として、1 0 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 とします。 ② 受付職員及びユニット職員に利用者様のお名前と面会である旨を申し出てください。 ③ 宿泊を希望されるご家族は、事前に施設長の許可を得てください。 * 宿泊者の 2 1 時から翌日 8 時 3 0 分までの外出は保安管理上ご遠慮下さい。 ④ 他の利用者様や職員に対する迷惑行為を行った場合、面会をお断りする場合があります。
外出	外出される場合は、行き先と帰設時間を職員に申し出てください。お食事不要の場合は、1 日前までにご連絡下さい。
飲酒、喫煙	所定の場所で行ってください。
設備、器具の利用	設備・備品等は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
金銭、貴重品	紛失や盗難防止のために、金銭等は施設内に持ち込まないで下さい。
宗教活動、政治活動	ご遠慮ください。

動物飼育	ご遠慮ください。
協力医療機関、嘱託医師以外の受診	緊急やむを得ない場合以外は、ご家族様で対応をお願いします。

1 2. 非常災害対策

災害時対応	別途定める「特別養護老人ホームアルクオーレ岡崎六名消防計画」に沿って対応			
防災訓練	「アルクオーレ岡崎六名消防計画」に沿って定期的に夜間・昼間を想定した消火・避難訓練を実施します。			
	設備	有無	設備	有無
	スプリンクラー	有	避難滑り台	有
	避難階段	有	補助散水栓	有
	自動火災報知設備	有	火災通報装置	有
	誘導灯	有	非常放送設備	無
	自家発電設備	有	消火器	有
消防計画等	岡崎消防署への届出日：令和6年7月30日 防火管理者：徳田 芳貴			

1 3. ハラスメント対策

「ハラスメント」とは、意識的・無意識的に特定・不特定多数を問わず不快な想いをさせる、苦痛を与える、居心地の悪さを感じさせる行為のことを指します。 ハラスメントにより、身体的、精神的な健康被害の発生や法的責任を負い、社会的信頼の低下にも大きく影響します。当施設として必要な措置を講じ、従業員のハラスメントの防止に取り組みます。 ① ハラスメント対策の指針を整備します。 ② ハラスメントの相談窓口を設置します。 「ハラスメントの例」 ・身体暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為。 - 例・・・コップを投げつける／蹴られる／唾を吐く／引っ掻く等。 ・精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例・・・大声を発する／怒鳴る／特定の職員にいやがらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する等。」

・セクシュアルハラスメント・・・意に沿わない性的な誘いかけ、更衣的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

例・・・必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／入浴介助中、あからさまに性的な話をする等。

14. 事故発生時における対応

対応方法	事故が発生した場合には、応急処置および緊急受診などの必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。 また、状況に応じて岡崎介護サービス室又は岡崎市保健所へ速やかに報告いたします。
損害賠償責任	介護サービスの提供により、施設側の故意または過失に基づきご利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに行います。
損害賠償保険	東京海上日動火災保険株式会社 超ビジネス保険

15. 苦情等申立先

施設	① 苦情窓口担当者：管理者兼生活相談員 東 香織 苦情解決責任者：施設長 岩下 豊 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで 電 話：0 5 6 4－5 1－6 5 4 1 F A X：0 5 6 4－5 1－6 5 4 9 ② 第三者委員：鈴木 久義 住所：岡崎市石原町字市場 4 7 番地 電話：0 9 0－7 0 3 2－2 8 5 4
岡崎市	岡崎市福祉部介護保険課 電話：0 5 6 4－2 3－6 6 8 2
愛知県	福祉局高齢福祉課 電話：0 5 2－9 5 4－6 2 8 9
国保連	介護福祉課 介護福祉室 住所：名古屋市東区泉 1 丁目 6 番 5 号 電話：0 5 2－9 7 1－4 1 6 5

16. 個人情報の保護

利用者様及びご家族様の個人情報は、個人情報の保護に関する法令及び厚生労働省が定める「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、当法人が定める個人情報に関する基本方針をはじめ個人情報に関する諸規程に従って適正かつ適切な取扱いをまいります。

「百陽会個人情報管理規程」を作成して、利用者様及びご家族様の個人情報を適正に管理しております。個人情報保護の概略は次のとおりです。

(ア) 個人情報使用同意書

利用者様及びご家族様の個人情報を収集及び利用する目的と提供先について記載されています。ご同意していただければ、本契約時に署名・押印をお願いします。

(イ) 個人情報保護誓約書

職員、委託事業者、研修生等が業務を通じて知りえた利用者様及びご家族様の個人情報を正当な理由なく開示・提供・漏えいもしくは自ら使用しないことを誓約しております。

17. 身体拘束の禁止

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、利用者様のQOL（生活の質）を根本から損なう危険性があります。身体拘束を行うことによって、利用者様の人間としての尊厳は著しく侵され、更に利用者様への身体的弊害、利用者様及びご家族様等への精神的弊害及び福祉施設に対する一般市民の信用失墜・不信という社会的弊害がもたらされます。

当施設では利用者様の尊厳を守り、尊重するため、拘束廃止に向けた意識を全職員が持ち、身体拘束を行わない介護の実践に努めます。但し、当該利用者様または他の利用者様等の生命または身体の保護を目的として、以下の3つの要件すべてを満たす状態にある場合は、事前に利用者様及びご家族様への十分な説明をし、同意を得るとともに、緊急やむを得ない理由について記録します。

- ① 切迫性……利用者様本人または他の利用者様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。
- ③ 一時性……身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

〈身体拘束とは〉

- ・動き回らないように、車椅子やベッドに体や手足を縛ること
- ・自分で降りられないようにベッド柵で囲むこと

- ・点滴や栄養を摂るための経管栄養などのチューブを抜かないように、手を固定したり、ミトン等の手袋を付けること
- ・車椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型のベルトや腰ベルトを付けること
- ・オムツ外しなどを防ぐために介護衣を着せること

18. 高齢者虐待防止

当施設では利用者様の尊厳及び安心して過ごせる生活の場を提供する義務に於いて、高齢者虐待防止に向けての取り組みを行います。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的（年2回以上）に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

〈高齢者虐待とは〉

身体的虐待……………高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

介護放棄・放任…高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置（ネグレスト）、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

心理的虐待……………高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

性的虐待……………高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

経済的虐待……………高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

（高齢者虐待防止法第2条第5項より）

私は、重要事項説明書の内容につき説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所 〒 _____

氏 名 _____

(署名代行者)

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 利用者との関係 _____

代行理由 _____

身元引受人

住 所 〒 _____

氏 名 _____

利用者との関係 _____

重要事項説明者

生活相談員 _____ 東 香織 _____